

『若狭路 ご膳』の登録について

若狭路・昼のおすすめメニュー推奨会（以下、「推奨会」という。）では、若狭路の海の幸、里・山の幸を活かした昼食メニューを「若狭路 ご膳」として県内外に発信しています。

1 対象

嶺南地域（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）内に所在する飲食店、民宿等（飲食店等の営業許可（食品衛生法第52条）を受けていること）

2 申込み

申込みは、地元の市町観光担当課、商工会議所、商工会、観光協会にて随時受け付けています。（登録まで2週間～1か月程度かかります。また、申込み後、店舗にお伺いすることがあります。）

3 登録メニュー

(1) メニュー数

登録メニュー数は、1店舗あたり1メニュー

ただし、推奨会の選考によって3メニューまで登録できます。

(2) 内容等

①米を使用する場合、福井県産米を使用

②メニューの主品素材に、地物の海の幸（養殖含む）や里・山の幸（若狭牛、自然薯、ジビエ）など若狭路をイメージできる食材を使用

または、へしこや焼き鯖、うなぎなど特産の加工品を使用

③次の特産品を使用することが望まれます。

・若狭塗箸

・梅干しやミディトマト、かまぼこなど地域の特色ある食材、加工品

④価格は、800円～5,000円

⑤年間を通して提供

ただし、食材の入手が困難な場合など、一時的に提供しないこともできます。

⑥いつでも食べられるように常時提供

ただし、1店舗で常時提供メニューに加えて提供する場合ならびに民宿および旅館において、若狭ふぐやイノシシなど事前準備が必要な場合は、事前予約制とすることもできます。

4 その他

(1) 常時提供する店舗には、推奨会より、のぼり旗を提供します。

また、希望される店舗には、メニュー表貼付用のシールを提供します。

(2) 登録メニューは、ふくいドットコムや若狭湾観光連盟等のホームページに店舗情報とともに掲載します。

(3) 提供店においては、のぼり旗を店頭掲示いただくとともに、登録メニューを分かりやすく店内表示してください。

(4) 要件を満たさないと判断された場合には、登録を取り消します。